

## 資産流動化と公正処理基準

### － オリックス銀行事件 －

〔 平成 24 年(行コ)第 466 号法人税更正処分取消等請求 事件  
東京高裁平成 26 年 8 月 29 日判決(全部取消・納税者逆転勝訴)(確定) 〕

第 66 回 2016 年（平成 28 年）6 月 2 日

発表 石黒 秀明

---

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

---

## 資産流動化と公正処理基準－オリックス銀行事件－

平成24年(行コ)第466号法人税更正処分取消等請求控訴事件  
東京高裁平成26年8月29日判決(全部取消・納税者逆転勝訴)(確定)

石 黒 秀 明

### はじめに

近年、企業が、自社の資産・負債のオフバランスによるROA(Return On Asset: 資産収益率)や格付けの向上、借金返済による金利負担の軽減などを目的として、自社の債権や不動産などの資産を特定目的会社(SPC: Special Purpose Company)に譲渡したり、信託会社に信託譲渡したりするなどして企業本体から切り離しつつ、当該資産の生み出すキャッシュ・フローを原資として資金調達をおこなう「資産流動化」が、さかんにおこなわれるようになってきている。また、この新しい取引に対しては、その制度の確立・適正な実施・発行証券購入者等の保護を目的として「資産の流動化に関する法律」(平成10年6月15日法律第105号)が制定されるなど、法律面での環境整備もすすめられてきた。

しかし、資産流動化は、さまざまな当事者が介在する複雑な仕組みを必要とするとともに<sup>1</sup>、流動化資産の「譲渡」を実質優先(substance over form)原則の観点からどのように判断するかという問題を内在するため、その会計処理も複雑なものにならざるをえず、ここ数年、その処理の公正処理基準適合性をめぐる国と企業との紛争事件が発生してきている。

本件は、銀行業務や信託業務等を目的とする株式会社であるX(原告)が、(i)自らの保有する住宅ローン債権につき信託契約を利用して新たな金融商品を創設し、(ii)それを投資家等に売却する取引(流動化取引)により、信託受益権として、優先的に償還される「優先受益権」と優先受益権の元本が全額償還された後に元本が償還される「劣後受益権」を創設し、(iii)優先受益権につき他社を経由して投資家に売却するとともに、劣後受益権を原告が保有するという仕組みの取引をおこない、その劣後受益権による収益配当金の一部について、平成16年3月期、平成17年3月期および平成18年3月期(以下「本件各事業年度」という。)の法人税の益金に含めず確定申告をしたところ(注:消費税の課税関係については省略する。)、Y税務署長(被告)が、上記劣後受益権の収益配当金はすべて法人税に係る益金に含まれるとして更正処分をしたため、Xがそれらの取消を求めた事件である。

<sup>1</sup> このため、米国では、資産流動化は「ストラクチャード・ファイナンス(Structured Finance: 仕組み金融)」と一般的に呼ばれている。

## 1 事実

本件で争われた取引対象は、信託譲渡先を異にする2件の住宅ローン債権流動化取引であるが、これらの取引スキームおよび争点が基本的・実質的に同じであることから、議論の明確化を期すため、以下、本論文ではそのうちの1件の取引についてのみ検討の対象とする。

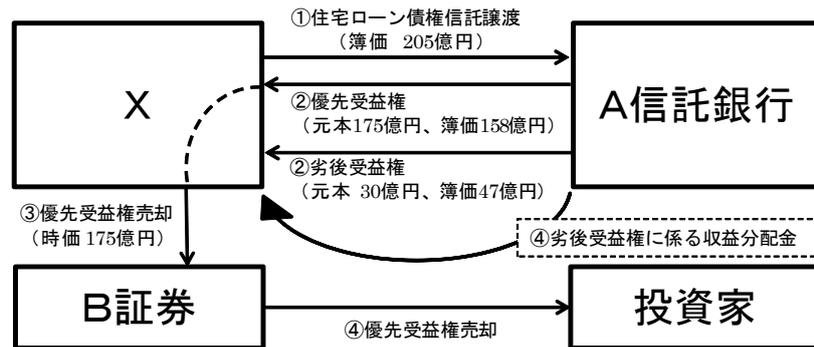


図1 本件取引概略図

- 1) Xは、平成15年2月3日、A信託銀行株式会社（以下「A信託銀行」という。）との間で、Xを委託者、A信託銀行を受託者として、Xが住宅ローン契約を締結した債務者らに対して有する当該債権の一部を包括して信託譲渡する旨の契約を締結し、Xが保有する当該債権のうち、元本総額205億円相当分の住宅ローン債権（以下「本件債権という。」）をA信託銀行に対して信託譲渡した。
- 2) Xは、上記本件債権の信託譲渡と引き換えに、A信託銀行から元本金額175億円の優先受益権（優先的に元本が償還される受益権。以下「本件優先受益権」という。）および元本金額30億円の劣後受益権（優先受益権の元本が全額償還された後に元本が償還される受益権。以下「本件劣後受益権」という。）を受領した。
- 3) Xは、平成15年2月5日、A信託銀行との間で2億円の金銭を追加信託し、これを本件劣後受益権の元本に上乗せする旨合意し、本件劣後受益権の元本金額は32億円に増額された。
- 4) Xは、平成15年2月14日、B証券株式会社（以下「B証券」という。）に本件優先受益権を代金175億円で売却した。これにより、Xは本件劣後受益権のみを保有することになった。
- 5) 上記1)および2)の信託契約については、つぎの事項が定められている。
  - ① 本件債権の元本総額を信託の元本とし、本件債権の利息その他の信託財産から生ずる収益を信託の収益とすること
  - ② 本件優先受益権および本件劣後受益権に関する信託の元本の償還は、信託受託者に

より受領されたすべての元本回収金の額からおこなわれ、本件優先受益権に対する元本の償還は、本件劣後受益権に対する元本の償還に優先しておこなわれること

- ③ 本件優先受益権および本件劣後受益権に対する収益の配当は、信託受託者により受領されたすべての利息回収金の額からおこなわれ、本件劣後受益権に対する収益の配当は、本件債権の利息その他の信託財産から生ずる信託の収益から、公租公課、信託報酬等の期中運用コストを差し引いたうえ、本件優先受益権に対する収益の配当が支払われた後に残余の収益がある場合におこなわれること
- ④ 本件劣後受益権に対する元本の償還は、本件優先受益権の未払元本残高がゼロになった後におこなわれること（本件各事業年度においては、本件優先受益権の未払元本残高がゼロになっていなかったことから、本件劣後受益権に対する元本の償還はおこなわれなかった。）

- 6) Xは、平成15年3月期において、B証券に対する本件優先受益権の売却により、Xの貸借対照表に当該優先受益権は計上されなくなるが、本件劣後受益権は計上され続けることから、金融商品会計に関する実務指針<sup>2</sup>（以下「14号実務指針」という。）37項の規定する「金融資産の消滅時に譲渡人に何らかの権利・義務が存在する場合」に該当するとして、同項の定めにしたがい、本件優先受益権の元本金額175億円から同項の規定する譲渡原価158億円<sup>(注1)</sup>を差し引いた額である17億円を本件優先権の売却益として計上した。

そしてXは、本件劣後受益権の帳簿価額につき、本件債権の帳簿価額から本件優先権の譲渡原価を差し引き、上記3)の追加信託の額を加えた49億円<sup>(注2)</sup>とする会計処理をおこなった。

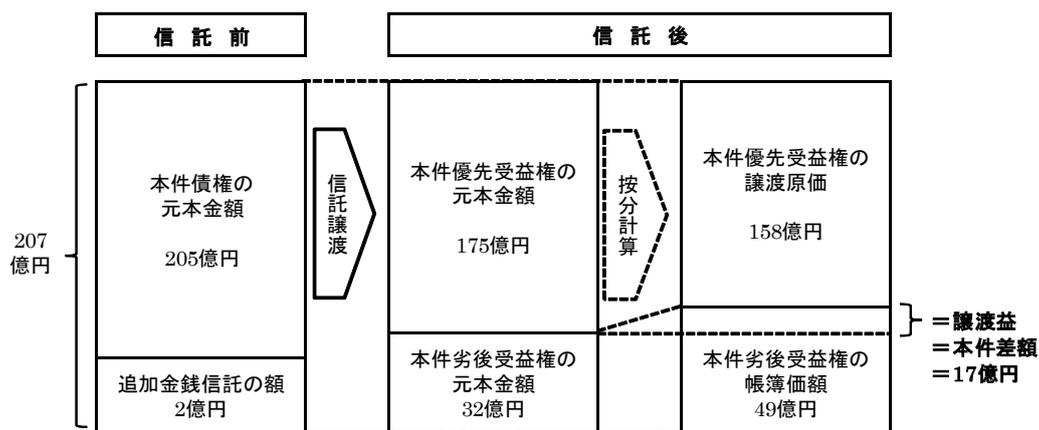


図2 本件債権の信託前後の計算過程図

<sup>2</sup> 日本公認会計士協会・会計制度委員会報告書第14号（平成12年1月31日公表、平成17年2月15日最終改正）

(注1) 本件優先受益権の譲渡原価の計算式

$$\text{本件債権の消滅直前の帳簿価額 205 億円} \times \frac{\text{本件優先受益権の時価 175 億円}}{\text{本件債権の時価 227 億円}} = 158 \text{ 億円}$$

(注2) 本件劣後受益権の帳簿価額の計算式

$$\begin{aligned} \text{本件劣後受益権の帳簿価額} &= \text{本件債権の帳簿価額 205} - \text{本件優先受益権の譲渡原価 158 億円} \\ & (= \text{当初劣後受益権の帳簿価額 47 億円}) + \text{追加信託額 2 億円} = 49 \text{ 億円} \end{aligned}$$

7) X は、本件各事業年度において、A 信託銀行から本件劣後受益権の収益分配金を受領した(3期合計:286百万円)が、その会計処理につき、14号実務指針105項の適用があるものとして、同項に規定する「受取利息」(Xの使用勘定科目:「買入金銭債権利息額」)<sup>(注3)</sup> および「元本の回収」(同「買入金銭債権償還額」)に区分し、前者の額のみ(3期合計:140百万円)を収益に計上する一方で、後者の額(3期合計:146百万円)については収益に計上せず、本件各劣後受益権の帳簿価額から減額する処理をおこない、本件各事業年度の法人税の確定申告をした。

(注3) 「受取利息」の額の計算式

$$\begin{aligned} \text{受取利息の額} &= \text{取得価額} \times \text{実効利率} (\text{将来キャッシュ・フローの現在価値が取得価額に} \\ & \text{一致するような割引率}) \end{aligned}$$

- 8) Y 税務署長は、X が A 信託銀行から受領した上記の収益分配金の金額のうち、X が「元本の回収」(「買入金銭債権償還額」)であるとして収益に計上しなかった金額も「受取利息」として益金の額に算入すべきであるとして、本件各事業年度の法人税の更正処分および加算税の賦課決定処分をおこなった<sup>3</sup>。
- 9) X はこれらの処分の取消を求めて審査請求をおこなったが、国税不服審判所平成 22 年 6 月 9 日裁決(非公開)により棄却されたため本件出訴、東京地裁平成 24 年 11 月 2 日判決で棄却されたためこれを不服として控訴した。

## 2 争点

原告が本件劣後受益権の収益配当金の会計処理につき、14号実務指針105号の適用があるものとして、同項の「受取利息」に相当する「買入金銭債権利息額」と同項の「元本の回収」に相当する「買入金銭債権償還額」とに区分し、前者のみを収益に計上する処理

<sup>3</sup> 本取引を含め、本件訴訟で争われた流動化取引2件の3期合計額は、収益配当金:1,823百万円、「買入金銭債権利息額」計上額:770百万円にのぼり、その差額としての「買入金銭債権償還額」計上額:1,053百万円が受取利息の計上もれとして認定されている。

をおこなったことは適法な会計処理か<sup>4</sup>。

<関係法令等>

**【法人税法 22 条 1 項】**

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

**【法人税法 22 条 4 項】**

第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

**【14 号実務指針 37 項】**

金融資産の消滅時に譲渡人に何らかの権利・義務が存在する場合の譲渡損益は、次のように計算した譲渡金額から譲渡原価を差し引いたものである。譲渡金額は、譲渡に伴う入金額に新たに発生した資産の時価を加え、新たに発生した負債の時価を控除したものである。譲渡原価は、金融資産の消滅直前の帳簿価額を譲渡した金融資産の譲渡部分の時価と残存部分の時価で按分した結果、譲渡部分に配分されたものである。

**【14 号実務指針 100 項(2)】**

信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合には、信託を一種の事業体とみなして、当該受益権を信託に対する金銭債権（貸付金等）の取得又は信託からの有価証券（証券、株式等）の購入とみなして取り扱う。ただし、企業が信託財産構成物である金融資産の委託者である場合で、かつ、信託財産構成物が委託者たる譲渡人にとって金融資産の消滅の認識要件<sup>5</sup>を満たす場合には、譲渡人の保有する信託財産権は新たな金融資産ではなく、譲渡金融資産の残存部分として評価する。

**【14 号実務指針 105 項】**

債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合には、

<sup>4</sup> 原告は本争点以外に、①原告がおこなった会計処理とそれにもとづく確定申告を原告以外の者も広くおこなっているはずであるが、原告が知るかぎり、原告以外に更正処分を受けた者はおらず、本件各更正処分はひとり原告のみに甚大な影響をおよぼすものであるから、憲法 14 条の平等原則に違反する、②本件各更正処分は、納税者である原告にとってまったく予測不可能な理由に基づき、明確な法令上の根拠にもとづかずなされたものであるから、憲法 84 条の租税法律主義に違反する、との主張も併せておこなったが、いずれも原審では退けられている。

<sup>5</sup> 金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したときまたは権利に対する支配が他に移転したときに、当該金融資産の消滅を認識しなければならないこととされ（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」8 項）、契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、①譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保護されていること、②譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受できること、③譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと、という 3 要件がすべて満たされた場合とされている。（同 9 項）

取得時に取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額との差額(以下「取得差額」という。)について償却原価法<sup>6</sup>に基づき処理を行う。この場合、将来キャッシュ・フローの現在価値が取得価額に一致するような割引率(実効利子率)に基づいて、債務者からの入金額を元本の回収と受取利息とに区分する。

#### 【14号実務指針291項】

企業が自ら保有する金融資産を信託するとともに、信託受益権を優先と劣後に分割し、その劣後受益権を自らが保有して優先受益権を第三者に譲渡する場合、優先受益権を売却処理するためには、優先受益権が消滅の認識要件を満たして譲渡される必要がある。また、その際に自らが保有する劣後受益権は、新たな金融資産の購入としてではなく、信託した金融資産の残存部分として評価する必要がある。

### 3 当事者の主張

#### 3.1 原告・納税者側の主張(太字は控訴審で追加された部分)

- 1) 14号実務指針105号の趣旨は、債券が元の所有者から新たな所有者に移転するときに、その債券から将来得られる金利収入を反映して取得価額と債権価額の差額(取得差額)が生じた場合に、取得差額について償却原価法に基づき処理をおこなうことで、経済活動の実態に照らして実質的に収益と評価できる範囲の利息のみを当該債権からの受取利息として収益に計上させることにあるから、同項にいう「取得」は、債券の売買等の典型的な場合にかぎられず、なんらかの債権の移転が生じたことにともない、当該債権の金利を反映して債権金額とは異なる取得価額が貸借対照表に計上された場合も同項にいう「取得」に該当すべきと解すべきである。
- 2) 優先受益権が第三者に譲渡された場合に、企業自らが保有する劣後受益権につき、信託した金融資産の残存部分として評価することを規定した14号実務指針100項(2)および291項は、信託設定時点の劣後受益権の評価方法を定めたものにすぎず、債権を取得した日の属する事業年度以降の配当の取扱いに会計処理を定めた同実務指針105項の解釈とは無関係である。

**会計基準はあらゆる事象について網羅しているわけではなく、企業の経営成績および財政状態を適切に表示し、利害関係者の適切な判断を誤らせないという企業会計の目的に照らして、本質的に柔軟な対応が予定されているのであり、291項を根拠とした文言解釈に終始することは妥当ではない。**

<sup>6</sup> 債券等をその額面金額と異なる価額で取得した場合に、その差額を償還期まで每期一定の方法で貸借対照表価額に加算(accumulation)・減算(amortization)する方法で、その差額につき償還期間に実効利子率による複利計算を前提に配分する「利息法」、每期均等額を配分する「定額法」があり、当該配分額は受取利息ないし支払利息として損益計算書に計上される。

- 3) 本件差額を取引期間中に償却しなければ、取引終了時において、仮に本件劣後受益権の元本がすべて償還されたとしても本件劣後受益権の帳簿価額として本件差額に相当する金額だけが残ることになるから、長期間にわたって水増し利益を計上し続けつつ、実態として取引終了によって財産が減少しているわけではないにもかかわらず、実態に見合わない多額の損失を計上する不合理な結果となり、経営成績および財政状態の適切な表示を目的とする企業会計の原則に照らして非常識なものであり、公正妥当と認められる会計処理の基準とはいえない。
- 4) 本件劣後受益権は、含み益のある住宅ローン債権を受益権化し、本件優先受益権を売却したことによって、本件劣後受益権の元本金額が投下資本の金額を示すものではなく、帳簿価額こそが控訴人の投下資本の金額を示すものになったという点で、14号実務指針105項の「債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した」場合と同様の状況にあるのであり、同項が典型的に適用される場面と本件とは利益状況が極めて類似しているから、仮に収益配当金にかかる会計処理に同項が直接適用されないとしても、類推適用されるべきである。

### 3.2 被告・国側の主張（太字同上）

- 1) 「金融商品会計実務指針291項が同指針の『Ⅱ結論の背景』に属し、同指針100項(2)の背景事情を説明した項である」（原告の主張）としても、同項が14号実務指針の一部を構成することには変わりはなく、また、同項が同指針100項(2)のみに対応する関係にあると解すべき理由はないから、14号実務指針291項が適用される場合には、同指針105項は適用されない。
- 2) 14号実務指針の上位規範である平成14年改正前商法285条の4等の規定が、金銭債権の評価は債権金額により評価することを原則とし、償却原価法を適用し増額または減額をすることができるのは、当該債権を「買入レタルトキ」に限定していることからすれば、金融商品会計実務指針105項の取得とは他の者からの取得を意味すると解すべきである。
- 3) 14号実務指針105項の趣旨は、債権の取得価額に債権の支払日までの金利が反映されることにより、債権の取得価額と債権金額との間に差額が生じる場合、その差額をその支払日までの期間にわたって期間配分するものとして実効利率を定め、それにより算定した額をその債券の受取利息とすることが合理的と考えられるため、当該算定額が現実に収受した利息の額よりも少ない場合にはその差額を債権の帳簿価額から減算し、逆の場合には債権の帳簿価額に加算することにより、実効利率による利息の計算を会計処理に反映させるべく、償却原価法にもとづく処理をおこなうこととしたものと解される。

本件劣後受益権の取得価額が債権金額を上回っている理由は、本件優先受益権の譲渡原価額の算定が、14号実務指針37項によって、譲渡価額に本件債権の時価に占める本件優先受益権の時価の割合を乗じる計算がなされているのに対し、本件劣後受益権の帳簿価額の算定は、本件債権全体の帳簿価額から本件優先受益権の譲渡原価額を差し引いて計算せざるをえないという、帳簿処理の技術的な理由にもとづいてなされたものであり、その支払日までの金利を反映して定められた金額でも、またその客観的な価値を反映した金額でもないから、本件に14号実務指針105項は適用されない。

- 4) **本件差額の会計処理について、企業会計原則の定めはなく、確立した会計慣行もない。**  
このような場合、損失については、費用収益対応の原則によりとらえることができないため、その発生と確定の事実によって把握されることになる。

本件流動化取引は、信託開始日から信託終了日までを信託契約の期間とし、信託終了時に信託財産の換価処分および信託財産の交付がおこなわれることとされているが、信託開始時において、本件劣後受益権の元本として償還される金額が定まっておらず、これが具体的に確定するのは信託終了日である。また、本件劣後受益権は、将来において、その一部を売却することも考えられなくもないから、信託終了前の時点では控訴人が信託終了時までこれを保有し続け、その時点において本件差額全額を回収できなくなることが確実であるとはいえない。したがって、法人税法22条3項の権利確定主義(ママ)に則って、これが損失として具体的に確定する日、すなわち信託終了日の属する事業年度の損金の額に算入することはできない。

- 5) **会計基準の解釈は、租税法規そのものの解釈とは異なり必ずしも法的安定性の要請が強いものではないが、安易に会計基準の類推解釈、類推適用を認め、法人税法22条4項に定める基準を拡大することは、適正かつ公平に行われるべき課税標準の計算方法の内容をあいまいにするおそれがあり、課税の公平や法的安定性の見地から問題がある。**  
控訴人の主張するような点をのみをもって利益状況がきわめて類似しているといえるかは疑問があり、また、単に利益状況の類似だけで、さらに本件劣後受益権の帳簿価額と債券金額との差額は支払日までの金利を反映して定められた金額ではないから、14号実務指針105項を拡大解釈して類推適用するのは適当ではない。

#### 4 裁判所の判断

- 1) 法人税法22条4項は、現に法人のした利益計算が法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当であるとの見地から、収益を一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計上すべきものと定めたものと解されるから、右の権利の確定時期に関する会計処理を、法律上どの時点で権利の行使が可能となるかという基準を唯一の基準としてしなけれ

ばならないとするのは相当ではなく、取引の経済的実態からみて合理的なものとみられる収益計上の基準の中から、法人が特定の基準を選択し、継続してその基準によって収益を計上している場合には、法人税法上も正当なものとして是認すべきであると解される。

- 2) 控訴人が、各劣後受益権につき、14号実務指針105項(同項の要件に合致する債券の取得価額と債権金額の差額について同項所定の償却原価法により会計処理することは、法人税法22条4項にいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」にしたがった適法な処理と解することについては当事者間に争いはない)と同様の会計処理をし、継続して同様の処理基準により収益を計上したことが、取引の経済的実態からみて合理的なものである場合には、これにより会計処理をすることも許容される、いいかえれば、同項を類推適用した場合と同様の会計処理することは、法人税法上も正当なものとして是認されるべきであるといえる。
- 3) そうすると、控訴人が、劣後受益権につき、14号実務指針105項と同様の会計処理をし、継続して同様の処理基準により収益を計上したことが、取引の経済的実態からみて合理的である場合には、これにより会計処理をすることも許容される、いいかえれば、同項を類推適用した場合と同様の会計処理をすることは、法人税法上も正当なものとして是認すべきであるといえる。
- 4) 14号実務指針100項(2)ただし書きおよびこの背景事情について説明した同指針291項によれば、控訴人が本件信託契約によって保有するに至った本件劣後受益権は、第三者からの購入を想定している同指針105項にいう「債権を取得した場合」には該当しないと解すべきで、同項は、類推適用の是非は別として、これをそのまま本件劣後受益権に適用することを想定した規定ではないと解すべきことになる<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> このほか、原判決で示された以下のような判断根拠が引用されている。

①14号実務指針100項(2)ただし書きおよびこの背景事情について・説明した291項によれば、本件の原告のように、自ら保有する住宅ローン債権という金融資産を信託するとともにその信託受益権を優先と劣後に分割し、その劣後受益権を自らが保有して、その優先受益権を第三者に譲渡する場合においては、原告の保有する劣後受益権は、新たな金融資産の取得としてではなく、信託した金融資産である住宅ローン債権の残存部分として評価する必要があるとしているのであって、これによれば、原告が信託契約によって保有するに至った本件劣後受益権は、14号実務指針105項にいう「債権を取得した場合」には該当しないと解すべきことになる。

②原告は、14号実務指針100項(2)および291項は、同指針105項の解釈と適用場面を異にする旨主張する。しかし、14号実務指針100項(2)ただし書き、また同指針291項がそれぞれ定められているのは、一般に、信託受益権を優先と劣後に分割して、劣後受益権を自ら保有する場合は、優先受益権については、金融商品としての価値が高いものとして第三者に売却することで資金調達を円滑におこなうことを企図するとともに、その反面として、劣後受益権は、リスクを負担するなど金融商品としての価値が低いものとなるため市場に出さず自ら負担するものであると解されることから、そのような劣後受益権は、新たな金融商品の取得としてではなく、信託受益権全体から優先受益権を除いた残存部分として自ら保有し続けるものとして評価するのが、信託受益権の評価として相当であるとの判断にもとづくものであると解されるところ、この理は、14号実務指針105項において、同様に優先劣後に分割した信託受益権を評価する場合にも何ら異なることはないといふべきであるから、この点についての原告の主張は理由がない。

③会社法が制定される前の商法では、その総則および会社の計算において計算規定等が定められているところ、平成14年法律第44号による改正前の商法においては、その285条の4が、金銭

- 5) しかし、控訴人が、以下の事項を前提に、信託終了時の事業年度において、本件差額の部分を損失として計上することは経済的実態と齟齬すると判断して、そのような事態を回避するため、14号実務指針105項と同様の会計処理をすることを選択し、各劣後受益権の収益配当金につき同様の会計処理をすることは、利益状況の類似性を考え合わせると、取引の経済的実態からみても合理性を否定されるものとはいえないと解すべきである。
- ① 劣後受益権は経済的な実態として14号実務指針105項の「金利を反映して」債権金額と異なる価額で債権を保有しているということができ、また、この点において同項と類似した利益状況となっているということができると解される。
  - ② 劣後受益権の内容は、住宅ローン債権の単純な残存部分とはいえないから、住宅ローン債権とは異なる内容の債権を保有するに至ったといえるのであって、この状況は「債権を取得した」という利益状況に類似しているということができると解される。
  - ③ 劣後受益権の元本の償還は、信託受託者により受領された元本回収金から行われ、帳簿価額と債権金額との差額が元本として償還されることはないから、各劣後受益権の収益配当金を各事業年度の「受取利息」としてその全額を収益として計上すると、信託終了時の事業年度において、本件差額は、損失として計上されることとなる。
- 6) 以上によれば、控訴人が、各劣後受益権につき、14号実務指針105項と同様の会計処理を選択し、継続して同項と同様の会計処理によって収益を計上したことは、法人税法上もその会計処理を正当なものとして是認すべきであるから、これを一般に公正妥当と認められる会計基準に適合しないものとした各更正処分は違法であり、これを前提とした各賦課決定処分も違法であるというべきである。

(参考：原判決の判示事項)

本件劣後受益権の帳簿価額と債権金額の差額は、帳簿処理に伴う技術的な理由によって計上されたものにすぎず、各受益権の支払日までの金利を反映して定められた金額ではなく、また、その帳簿価額は、各受益権の客観的な価値を把握した金額ではないから、各劣後受益権については、およそ14号実務指針105項が、「債権の支払日までの金利を反映して債券金額と異なる価額で債権を取得した場合」に、期間配分による償却原価法に基づく処理をさせることとした前提を欠くものであることは明らかである。

---

債権の評価について「債権金額を付スルコトヲ要ス」ことを原則としたうえで、ただし書きで債権金額と異なる代金で「買入レタルトキ」は、相当の増額または減額ができると規定していた。そして、14号実務指針105項は、平成14年改正前の商法285条の4が通則として意味を有していたころから存在していたのであって、そうすると少なくともその当時は、同項にいう債権の「取得」とは債権を「買入レタルトキ」として解釈されていたと考えられ、ここにいう「取得」が本来、他者から取得した場合を想定し、信託等によって実質上自ら創設したものは想定していなかったと解されるころ、その解釈が特に変更されたことをうかがわせる資料もない。

## 5 検討

### 5.1 14号実務指針105項が公正処理基準に該当する根拠は何か

一般に14号実務指針105項の要件に該当する場合に、その債権の取得価額と債権金額の差額について同項所定の償却原価法により会計処理することは、法人税法22条4項にいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従った適法な処理であると解され、この点については原審・控訴審を通じて当事者間に争いはなかった。

法人税法の実務上は、上記のような金銭債権の取得差額につき、基本通達で以下のような取扱いが定められているが、このような取扱いは、「金融商品に関する会計基準や金融商品実務指針105項等の影響を受けている」<sup>8</sup>と解されるところ、同項が通達発遣官庁である国税庁により法人税法の要請に適合するものとして追認されていることは自明である。

(債権の取得差額に係る調整差損益の計上)

2-1-34 金銭債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合又は債権金額を超える価額で取得した場合において、その債権金額とその取得に要した価額との差額に相当する金額(実質的な贈与と認められる部分の金額を除く。以下2-1-34において「取得差額」という。)の全部又は一部が金利の調整により生じたものと認められるときは、当該金銭債権に係る支払期日までの期間の経過に応じ、利息法又は定額法に基づき当該取得差額の範囲内において金利の調整により生じた部分の金額(以下2-1-34において「調整差額」という。)を益金の額又は損金の額に算入する。

ただし、調整差額を算定することが困難である場合又は当該金銭債権につき2-1-33の(6)イ及び(注)《償還有価証券の範囲》に掲げる事実がある場合には、この限りでない。

(注)

1 ~ 3 (省略)

4 利息法とは、調整差額を元本額の残高に対する利回りが一定となるように支払期日までの各期間に配分する方法をいい、定額法とは、調整差額を支払期日までの各期間の日数等に応じて当該各期間に均等に配分する方法をいう。

ここでいま一度、法人税法が公正処理基準として要請している「確実性」(取引が恣意性なく遡及不可能な態様で認識・測定されること)と「客観性」(認識・測定された取引が客観的な態様で検証可能なこと)の観点からの検証を試みよう。

<sup>8</sup> 品川芳宜「最新判例研究・金融商品(信託受益権)に係る収益配当金の計上時期」T&A master No.517(2013)

同項は、取得した債権の価額が金利を反映して元本金額と異なる場合に、当該差額を債権の償還期間にわたって期間配分するため、実効利子率にもとづいて算定したその期の受取利息と実際に受領した金額との差額を、取得価額に加算・減算すべきこと（償却原価法）を定めたものであって、その処理はいわゆる「内部取引」となるものである。

この償却原価法とは異なるが、内部取引として代表的なものに「減価償却費」がある。内部取引は納税者の恣意がはたらきやすいという特徴をもつため、税法が課税の公平の観点からその処理につき最も厳しい制約をおくところと解されるが、減価償却費については法人税法 22 条 3 項の債務確定主義の例外とされ、各事業年度に一定額の損金算入が認められている。この理由は、「費用収益対応の原則に基づき、投下資本の回収のため、収益の生ずる期間（耐用年数）に応じて支出額を費用化させていく費用配分の技術」<sup>9</sup>である減価償却が、適正な期間利益（所得）計算という企業会計および法人税法の理念にかなうものであることに加え、減価償却費の具体的な計算規定（法人税法 31 条）を設け、「取得価額」・「残存年数」・「償却方法」という減価償却の諸要素を法定化することによって、その会計処理の「確実性」・「客観性」が、担保されると考えられたからであろう。

このような観点から償却原価法を考察するに、債券の取得価額と元本金額がことなるということは、その差額が、当該債権の将来の満期日に償還益ないし償還損のかたちで発生することが確実であることを意味する。このような将来発生することが確実な損益を債権の期間に配分して計上することは、まさに企業会計の適正な利益計算の理念にかなうものである。そしてその金額は、「取得価額」・「元本金額」・「債権の満期までの期間」・「実効利子率」・「実際の受取金額」といった客観的な数値により、恣意性を排除して計算できることから、法人税法の要請にもかなうといえることができる。

## 5.2 本件劣後受益権の保有は「債権を取得した場合」に当たるか否か

原審・控訴審判決はともに、本件劣後受益権の保有は「債権を取得した場合」に該当せず、14号実務指針105項の適用はないとしたが、原審が示した理由は、主に、①14号実務指針100項(2)ただし書きおよび同291項に基づき、本件劣後受益権は信託した住宅ローン債権の残存部分として評価する必要がある、②同指針105項の「債権を取得した場合」の「取得」とは、旧商法285条の4にいう債権を「買入レタルトキ」として解釈され、本件のような自己創設債権は想定されていなかったと考えられる、ことであつた<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> 水野忠恒『租税法（第4版）』p.392（有斐閣，2009）

<sup>10</sup> この点につき秋葉[2013]は、(i) 本件のような信託を用いた債権流動化においては、オリジネーターは債権を信託銀行に信託譲渡し、当該債権とは異なるキャッシュ・フローを有する優先受益権と劣後受益権を取得することになるから、形式上「取得した場合」に該当する、(ii) 会計上は、14号実務指針291項にいう「購入」や旧商法規定にいう「買入」に比べ、「取得」のほうが広い意味を有すると解されることもあるため、文理解釈上、14号実務指針105項にいう「債権を取得した場合」に該当しないわけではない、と指摘している。（秋葉賢一「債権流動化における劣後受益

## 1. 理由①に対する検討

原審判決の問題は、14号実務指針105項にいう「取得」と同291項にいう「購入」を同一視している点にある。14号実務指針100項(2)ただし書きは、「新たな金融資産」と規定するのみで信託財産権の保有原因を「取得」とも「購入」とも明示していないが、同項が同291項の考え方を背景としている以上、その保有原因として「購入」が想定されていたと推定することができるであろう。

わが国の金融商品会計基準が、譲渡後において譲渡人が譲渡資産や譲受人と一定の関係の有するような条件付きの金融資産の譲渡の会計処理について「財務構成要素アプローチ」<sup>11</sup>の考え方を採用するも、14号実務指針100項(2)ただし書きは、信託受益権の質的分割(100項(2)本文)であっても、所定の場合には、いわゆる「信託導管論」(同指針291項が依拠していると考えられる)に基づき<sup>12</sup>、留保した財務構成要素、すなわち残存部分について金融資産の消滅を認識しない(売却処理を認めない)点に意義があると考えられることから<sup>13</sup>、少なくとも原告が住宅ローン債権をA信託銀行に信託譲渡し、その対価をもって劣後受益権を新たに「購入」したととらえることはできないが、その信託譲渡の見返りに、形式上住宅ローン債権とはキャッシュ・フローの異なる劣後受益権を「取得」したととらえる余地は十分にあり得ると思われる。

## 2. 理由②に対する検討

原審は、旧商法規定を根拠に、他社からの購入ではなく信託等により「実質上自ら創設したもの」ものは「取得」にあたらない旨判示しているが、たとえば企業会計原則は、有形固定資産につき、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で貸借対照表に計上する旨規定するところ<sup>14</sup>、減価償却の基礎となる取得原価について、購入ではなく「自家建設」した有形固定資産は適正な原価計算の基準に準拠して算定された製造原価

---

権に関する収益認識—東京地裁平成24年11月2日判決(判例研究) 税務弘報61巻4号p.137(2013)

<sup>11</sup> 金融資産を構成する財務的要素(以下、「財務構成要素」という。)に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法である。これに対し、もうひとつの考え方として、金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する方法である「リスク・経済価値アプローチ」があるが、この方法では、証券・金融市場の発達による金融資産の流動化・証券化の進展によって金融資産を財務構成要素に分解して取引することが多くなるにもかかわらず、金融資産を財務構成要素に分解して支配の移転を認識することができず、取引の実質的な経済効果が譲渡人の財務諸表に反映されないことになる。なお、ここでいう財務構成要素には、将来のキャッシュの流入、回収サービス権および回収コスト、信用リスクおよび期限前回収リスク等がある(14号実務指針30項、244項)。(伊藤眞・荻原正佳『金融商品会計の完全解説(改訂8版)』pp.63-64(財経詳報社,2009))

<sup>12</sup> 同上p.77。ここで「信託導管論」とは、「受益者が当該信託財産を直接保有するものとみなして会計処理する考え方」である(日本公認会計士協会・会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」44項)。

<sup>13</sup> 吉村政徳「劣後受益権に係る収益配当金についての会計処理が問題となった事例(租税判例速報)」ジュリスト1451号p.8(2013)

<sup>14</sup> 企業会計原則・第三(貸借対照表原則)・五・D

をもって「取得」原価とすることとしており<sup>15</sup>、また、法人税法施行令も「自己の建設、制作または製造」に係る減価償却資産について、「当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額」および「当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額」の合計額をもって「取得」価額とする旨規定しているのであるから<sup>16</sup>、会計制度上「取得」は「購入」よりも広い概念と解されるべきであり、自ら創設したものであっても、それによって「取得」がなされたものと認識することが妥当である。

そもそも本件においては、優先受益権の譲渡原価（158億円）は、14号実務指針37項に基づき、金融資産（住宅ローン債権）の消滅直前の帳簿価額（205億円）を譲渡した金融資産の譲渡部分（優先受益権）の時価（175億円）と、残存部分（劣後受益権）の時価（52億円）で按分した結果、譲渡部分に配分されたものであるが、それに連動して残存部分に配分された金額（47億円）は当然に劣後受益権の帳簿価額（「取得」価額）になるのであるから、この配分をもって「取得」とみなすことができるように思われる。

### 3. 控訴審での裁判所の判断

控訴審で裁判所は、控訴人が本件劣後受益権を保有することによっては、金融資産の新たな購入とみることはできず、「債権を取得した」とはいえないから、本件に14号実務指針105項をそのまま適用することはできないが、本件劣後受益権の内容は、控訴人が保有していた住宅ローン債権とは、元本の償還の時期、利息の利率などを異にし、信託受益権を優先受益権、劣後受益権と質的に異なるものとして分割され、その劣後受益権を保有するに至ったもので、住宅ローン債権の単純な残存部分といえないから、住宅ローン債権とは異なる内容の債権を保有するに至ったといえるのであって、この状況は、「債権を取得した」という利益状況に類似しているといえることができると解される、と判示した。

#### 5.3 本件劣後受益権は「債権の支払日までの金利を反映」した債権か否か

原審判決は、主に①本件劣後受益権の帳簿価額は、客観的な価値を把握した金額ではない、②本件劣後受益権の帳簿価額と債権金額との差額は、帳簿処理に伴う技術的な理由によって計上されたものにすぎず、各受益権の支払日までの金利を反映して定められた金額ではない、ことを理由として本件劣後受益権が14号実務指針105項によって償却原価法にもとづく処理をさせることとした前提を欠くものとした<sup>17</sup>。

<sup>15</sup> 大蔵省企業会計審議会「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」（昭和35年6月22日中間報告）・第三「有形固定の減価償却について」・第一・四・2

<sup>16</sup> 54条（減価償却資産の取得価額）二号

<sup>17</sup> この点につき、秋葉[2013]は、(i)劣後受益権の帳簿価額は、債権全体の取得価額から優先受益権の譲渡原価を控除して算出したものであり、その考え方は、債権全体の簿価按分が跡づけでき

## 1. 理由①に対する検討

本件劣後受益権の計算式を再掲すると以下のようになる。

$$\begin{aligned} & \text{本件劣後受益権の帳簿価額(49億円)} \\ & = \left( \text{(a)本件債権の帳簿価額(205億円)} + \text{(b)追加金銭信託額(2億円)} \right) \\ & \quad - \text{(a)本件債権の帳簿価額(205億円)} \times \frac{\text{(c)本件優先受益権の時価(175億円)}}{\text{(d)本件債権の時価(227億円)}} \end{aligned}$$

被告や原審裁判所がいう「客観的な価値」が具体的に何を意味するのかはかならずしも明らかではないが、「恣意的な会計上の判断や操作によらない第三者的価値」と解するならば、本計算式自体は、劣後受益権の帳簿価額について、「信託譲渡前の債権の帳簿価額＝信託譲渡後の債権の帳簿価額（優先受益権の帳簿価額＋劣後受益権の帳簿価額）」という等式の成立を前提として、信託譲渡前の債権全体の帳簿価額から、14号実務指針37項にもとづいて計算した優先受益権の譲渡原価（帳簿価額）を控除して計算するという客観的かつ合理的なものである。

また、その構成要素をみると、(a)・(b)はともに金銭支出ないし契約の裏づけをともなう客観的な金額であり、(c)・(d)の「時価」は、金融商品会計基準6項で「時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下『市場価格』という。）に基づく価値をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された評価額を公正な評価額とする。」、また、14号実務指針47項で「『時価』とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者が取引を行うと想定した場合の取引価格である。」と定義され、さらに本件受益権のような市場価格がない場合、同指針53項で「金融資産に市場価格がない場合、市場価格に準ずるものとして、『合理的に算定された評価額』が得られれば、それをもって当該金融資産に付すべき時価とする。」とされていることから、これらが「合理的に算定された評価額」である以上は、市場価格と同様に客観的な金額といえることができる<sup>18</sup>。

---

ないため、優先受益権の時価と劣後受益権の時価との比率で按分したものであって、客観的な価値を把握した金額である、(ii) 債権全体の帳簿価額、優先受益権および劣後受益権の時価のいずれも支払日までの金利を反映して定められた金額であり、これらによって算定された劣後受益権の帳簿価額も少なくとも間接的には支払日までの金利を反映して定められた金額である、(iii) 債権流動化により劣後受益権の帳簿価額が元本金額よりも大きくなった理由は、債権の帳簿価額を優先受益権と劣後受益権に会計基準にしたがって按分するにあたり、優先受益権の売却時における劣後受益権の時価比率が元本金額よりも高かったことによるものであり、また、それは、劣後受益権に支払われる配当が、市場水準よりも高いことを反映したものであるため、金利の調整差額として取り扱われるべきものである、と指摘している。(秋葉賢一・前掲注(10) pp.137-138)

<sup>18</sup> ちなみに14号実務指針54項は、「市場価格がない場合又は市場価格を時価とみなせない場合、時価は、基本的に、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された評価額による。」とし、その具体的な計算方法として、①取引所等から公表されている類似金融資産の市場価格に利子率等の変動要因を調整する方法、②対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法、③一般に広く普及している理論値モデルまたはプライシング・モデルを使用

以上のとおりであるから、本件劣後受益権の帳簿価額は、「客観的な価値を把握した金額」であるといえ、仮にそうでないとするならば、そもそもこれと連動する本件優先受益権の帳簿価額つまり譲渡原価も客観的価額ではなくなるから、原告が計上した B 証券に対する当該優先受益権の譲渡益（17 億円）もその根拠を失うことになる。

## 2. 理由②に対する検討

本件劣後受益権の帳簿価額は、これまでみてきたとおり、信託譲渡された住宅ローン債権の帳簿価額を、その全体の時価を分母として優先受益権の時価部分と劣後受益権の時価部分に按分計算し、後者に割り振られた金額である。この計算自体は劣後受益権の帳簿価額を計算するための技術的便法ではあるが、そもそもこの計算で用いられている時価は、元本と金利からなる将来キャッシュ・フローの現在価値として計算されているはずであるから、「債権の支払日までの金利を反映し」た金額であるといえる。

本件では、優先受益権の譲渡原価とその元本金額との比率、追加金銭信託額を除いた劣後受益権の帳簿価額とその元本金額との比率が、前者については低リスク・低金利を反映して 0.90 倍（158 億円／175 億円）となったのに対し、後者については高リスク・高金利を反映して 1.57 倍（47 億円／30 億円）の高率となった。このロジックについては以下の住宅ローン債権の証券化の設例によって理解できるであろう<sup>19</sup>。

### 【設例】

- 1) 債権や不動産などの資産の流動化・証券化スキームでは、通常、スキーム対象資産を保有する事業会社により、まず資産の保有・管理のための「特定目的会社」(SPC : Special Purpose Company) がつくられる。当該事業会社は、その SPC に保有資産を譲渡することによって当該資産の切り離しをおこなうことになるが、SPC の当該資産の調達原資は、その資産を裏付け（担保）とする株式や債券などの有価証券である。
- 2) いま、優先・メザニン（中間層）<sup>20</sup>・劣後の 3 層構造をもつ総額 1,000 億円の住宅ローン債権の流動化スキームを想定する。SPC によって発行される債券の元本・金利（年率）は、優先部分：700 億円・1.0%、メザニン部分：200 億円・3.0%、劣後部分（元本）：100 億円とする。このとき、住宅ローン債権から回収された資金は、優先⇒メザニン⇒劣後の順番で各債券保有者に「落ちていく」（以後「ウォーター・フォール」と表現する。）が、このスキームにおける SPC のバランス・シートと回収資金のウォーター・フォールをイメージ化すると下図のようになる。回収資金は、優先債の

---

する方法を挙げつつ、①の調整数値等、②の適用割引率、③のモデル自体およびモデルで使用するボラティリティ等の価格決定変数は、それぞれ「恣意性を排除した合理的なものでなければならない」と規定している。

<sup>19</sup> 英語の mezzanine で、1 階の天井の高い建物などに設けられている「中二階」を指す。

<sup>20</sup> 本設例は、シグマインベストメントスクール・ホームページに掲載されている研修教材「証券化業務」(<http://www.sigbase.co.jp/correspondence/sample/SZ.pdf>) pp.72-80 を参考に作成した。

保有者がまず優先的にその取り分を取り、余った部分（優先債の器からあふれた部分）を、メザニン債・劣後債の保有者が順次取り分として取ることになる。

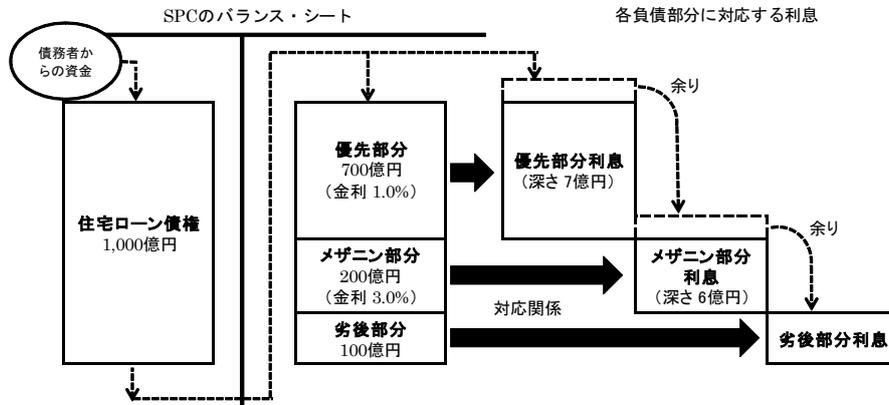


図3 SPCのバランス・シートとウォーター・フォール

- 3) この設例でたとえばウォーター・フォールされる資金が 10 億円の場合、優先債の保有者は 7 億円の金利全額を受取ることができるが、メザニン債の保有者は 6 億円の金利のうち 3 億円 (10 億円 - 7 億円) しか受取れず、さらに劣後債の保有者は金利をまったく受取れない。その一方で仮に同資金が 20 億円の場合、優先債とメザニン債の保有者はいずれも満額の金利を受取れ、さらに劣後債保有者も 7 億円 (20 億円 - 7 億円 - 6 億円) を受取れることになるが、この金額は利率に換算すると 7.0% の高率となる。

### 3. 控訴審での裁判所の判断

控訴審で裁判所は、原判決から補正された事実に基づき、本件優先受益権の収益配当が、ベースレート（ロンドン銀行間取引金利としてブリティッシュ・バンカーズ・アソシエーションが定める一定のレート）に年率 0.48% あるいは年率 0.70% を加えた年率および年率 1.78% を予定配当率としているところ、控訴人の本件各事業年度の収益配当率はおおむね 5 ないし 10% であり、その収益配当率は本件優先受益権の収益配当金を上回る金額となっているとしたうえで、したがって、本件劣後受益権の元本金額と帳簿価額の差額部分は、住宅ローン債権である本件債権が、高金利となっていて、その利息部分が本件劣後受益権に帰属したことから生じる差異の部分が含まれているといえるから、本件劣後受益権は、経済的な実態として、14 号実務指針 105 項の「金利を反映して」債券金額と異なる価額で債権を保有しているということができ、また、この点において同項と類似した利益状況となっているということができると解される、と判示した。

## 5.4 本件についてあるべき会計処理はどのような処理か

### 1. 企業会計の目的からの導出

会計基準の公正妥当性の判断において、企業会計の目的が利害関係者に有用な情報を提供すること、またその利害を調整することであり、その手段として収益・費用対応原則にもとづく「適正な期間利益計算」が求められるとすれば、本件更正における税務行政当局の会計処理は明らかに不適當である。なぜならば、(i) 追加金銭信託額を除く本件劣後受益権の帳簿価額(47億円)と満期時の(最大)償還金額である元本金額(30億円)との差額(17億円)は、本件劣後受益権の受領段階でほぼ発生確実な将来の償還損であるから、これを当該償還までの期間に適切に按分して費用計上することが適切な期間利益計算の理念に適う処理であり、そのような処理の不作為は企業の利害関係者への真実の報告を怠るものとして一種の粉飾行為にあたる、(ii) 本件劣後受益権の償還損と優先受益権の譲渡益は表裏一体的に発生する損益である(図2参照)が、前者については譲渡時に収益に計上する一方で、後者については本件取引において時系列的にもっとも遅いタイミングである償還時にその全額を計上するという会計処理は、収益の繰り上げ・費用の繰り延べによってできるだけ早期に収税を図るという税務行政庁による収税確保の便宜のための処理と疑われるところであって、企業会計上は大きくバランスを欠くものである、からである<sup>21</sup>。

### 2. 法人税法 22 条 3 項のあてはめ

しかし、上記のような企業会計における「適正な期間損益の計算」の理念の主張は、本件においては十分な原告納税者の主張の根拠にはなりえない。法人税法 22 条 4 項をあくまでも同条における補充規定と位置付けるならば、基本規定たる同条 3 項で費用については原則債務確定主義が、また損失については本控訴審で被告の国が主張するように発生確定主義が採用されているように、法人税法はそもそも発生主義による完全な「適正な期間損益の計算」を予定していないからである。

14 条実務指針 105 項は債権の取得価額と債権金額との差額を償却原価法により処理し、債務者からの入金額を元本の回収と受取利息に区分するとしているが、償却原価法の理念と法人税法が要請するいわゆる総額主義の原則に基づけば、実質的には入金額の総額を益金の額に、差額を損金の額に計上することにほかならず、本件税務署長の更正

<sup>21</sup> ちなみに原審判決に対しては、判決が「Xの会計処理(償却原価法)が例外であり、税務署長の会計処理(残存部分としての取扱い)が原則(デフォルトルール)であるという暗黙の前提」のもと、「Xの会計処理を裏付ける明示の規定がないことを論証しようとしているものの、税務署長の主張する会計処理が一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものであることを論証しようとはしていない」との批判があった。(浅妻章如「債権流動化における信託劣後受益権者の元本充当・益金算入の振り分け(金融商品会計実務指針 105 項の償却原価法)の是非に関する東京地裁平成 24 年 11 月 2 日評釈」立教法学第 87 号 p.93 (2013))

処分も、権利確定主義に基づき本件劣後受益権に係る各事業年度の収益配当金の全額を当該年度の益金の額に算入していることから、この認識に拠っているものと考えられる。そうであるならば、本件劣後受益権の償還損を損金の額に算入する根拠として、まずは法人税法 22 条 4 項に依拠しつつ、同条 3 項の「原価」・「費用」・「損失」のいずれかに分類しあてはめる必要がある。

筆者としては、当該償還損は、期間中に偶発的に発生するものではないから、被告が主張するような「損失」ではなく、また期間に対応させるべき「費用」でもなく、本件収益配当金に個別対応させるべき「原価」であると考えてるのが妥当と考える。そうすることによって、債務確定主義や発生確定主義に拘束されることなく、法人税基本通達に則して、見積計算の合理性をもって原告納税者の会計処理の合法性を検証できることになる。

#### (売上原価等が確定していない場合の見積り)

2-2-1 法第 22 条第 3 項第 1 号《損金の額に算入される売上原価等》に規定する「当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価」(以下 2-2-1 において「売上原価等」という。)となるべき費用の額の全部又は一部が当該事業年度終了の日までに確定していない場合には、同日の現況によりその金額を適正に見積るものとする。この場合において、その確定していない費用が売上原価等となるべき費用かどうかは、当該売上原価等に係る資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に関する契約の内容、当該費用の性質等を勘案して合理的に判断するのであるが、たとえその販売、譲渡又は提供に関連して発生する費用であっても、単なる事後的費用の性格を有するものはこれに含まれないことに留意する。(昭 55 年直法 2-8「七」により改正)

### 3. 控訴審での裁判所の判断

控訴審で裁判所は、いわゆる大竹貿易事件の最高裁判決(最高裁判所平成 5 年 11 月 25 日第一小法廷判決)を引用し、取引の経済的実態からみて合理的なものとみられる収益計上の基準の中から、特定の基準を選択し、継続してその基準によって収益を計上している場合には、法人税法上もその会計処理を正当なものとして是認すべきであるから、控訴人が、本件劣後受益権につき、14 号実務指針 105 項と同様の会計処理をし、継続して同様の処理基準により収益を計上したことが、取引の経済的実態からみて合理的なものである場合には、これにより会計処理することも是認され、法人税法上も正当なものとして是認されるべきであるといえる、と判示している。

同最高裁判決は、収益＝益金の額に係る権利確定主義に関する判示であって、原価・費用・損失＝損金の額の認識基準に関するものではなく、その意味で一義的には本件につきその射程について妥当なものとは断じがたいが、法人税法 22 条 4 項の趣旨が同最

高裁判決で判示されたとおり、「現に法人のした利益計算が法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当である」ということであるならば、法人税法が許容する原価・費用・損失のそれぞれの認識制約のもとで、合理性をもった会計処理は法人税法上も是認されると解するのが相当であろう。

## 5.5 結論

ここまでの検討で、14号実務指針105項が公正処理基準に適合すること、本件取引が同項の適用要件を充足していると解することが十分に可能であることを確認してきた。原審判決は、前者を前提としつつも後者を認めず原告納税者を敗訴させたが、これに対して控訴審判決は、本件取引が同項の規定する要件に合致するものではないとする一方で、その経済的実態の類似性に着目し、同項を類推適用して合理的に行った原告納税者の会計処理を適法としたが、これは結論において妥当な判断であったと評価できる。

## おわりに

原審判決については、「金融商品に関する会計基準の運用について、日本公認会計士協会という民間団体が定めた金融商品実務指針の取扱いをストレートに法人税法22条4項という『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』に該当することを認めたことは、その是非はともかくとして、注目される。」<sup>22</sup>との批評がある。

近年、取引のグローバル化、複雑化、多様化を背景として、会計基準が民間主導で設定・公表されるのはもはや国際的な潮流であり、税務行政庁による公正処理基準の「追認」プロセスが担保されるかぎりにおいて、特定の会計基準（の個別規定）を公正処理基準として認めることを筆者は肯定するが、さらに、会計基準の国際化の動きによる国の内外での「会計基準の国家からの離脱」が進むなかで、国家の法たる租税法・法人税法を考えると、公正処理基準の意義、さらには企業会計準拠主義そのものの意義を再確認しておくことが必要となっているように思われる。

---

<sup>22</sup> 品川芳宣・前掲注(8)

## 引用文献

- 伊藤眞, 萩原正佳. (2009). 金融商品会計の完全解説 (改訂8版). 財経詳報社.
- 吉村政穂. (2013). 劣後受益権に係る収益配当金についての会計処理が問題となった事例 (租税判例速報). ジュリスト 1451号, 8-9.
- 金子宏. (2013). 租税法 (第18版). 同文館.
- 秋葉賢一. (2013). 債権流動化における劣後受益権に関する収益認識 - 東京地裁平成24年11月2日判決 (判例研究). 税務弘報 61巻4号, 132-139.
- 水野忠恒. (2009). 租税法 (第4版). 有斐閣.
- 浅妻章如. (2013). 債権流動化における信託劣後受益権者の元本充当・益金算入の振り分け (金融商品会計実務指針105項の償却原価法) の是非に関する東京地裁平成24年11月2日評釈. 立教法学第87号, 83-102.
- 品川芳宜. (2013). 最新判例研究・金融商品 (信託受益権) に係る収益配当金の計上時期. T&A master No.517.